

第 4 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

令和 7 年 10 月 2 日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第4回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和7年10月2日(木曜日)

午前9時59分開議

午前11時29分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第5号)

議案第4号 令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第2号)

議案第6号 令和7年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)

議案第11号 熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 財産の取得について

議案第58号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

報告第11号 公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第12号 公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第13号 一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について

報告第14号 公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第15号 希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第16号 公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第17号 株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第18号 一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について

報告第19号 公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①「第七次熊本県環境基本計画」の策定について

②「次期熊本地域地下水総合保全管理計画」の策定について

③「第2期熊本県スポーツツーリズム推進戦略」の策定について

④4つの県有スポーツ施設の整備の方針性等について

出席委員(7人)

委員長 高島和男

副委員長 南部隼平

委員 岩中伸司

委員 松田三郎

委員 高木健次

委員 吉田孝平

委員 高井千歳

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 清田克弘

政策審議監 枝國智子

環境局長 原田義隆

県民生活局長 中川博文

環境政策課長 木原徹

水俣病保健課長 中田幸一

水俣病審査課長	塚 本 健
環境立県推進課長	若 杉 誠
環境保全課長	廣 畑 昌 章
自然保護課長	野 田 貞 幸
首席審議員	
兼循環社会推進課長	村 岡 俊 彦
くらしの安全推進課長	岸 森 法 夫
消費生活課長	浦 田 武 史
男女参画・協働推進課長	小佐井 郁 里
人権同和政策課長	山 本 智 勇
商工労働部	
部 長	上 田 哲 也
政策審議監	佐 崎 一 晴
商工雇用創生局長	時 田 一 弘
産業振興局長	中 島 一 哉
商工政策課長	佐 藤 豊
商工振興金融課長	村 上 友 彦
労働雇用創生課長	荒 木 貴 志
産業支援課長	小 松 篤 史
エネルギー政策課長	吉 澤 和 宏
企業立地課長	山 田 純 子
販路拡大ビジネス課長	渡 辺 陽 司
観光文化部	
部 長	脇 俊 也
政策審議監	川 寄 典 靖
観光文化政策課長	佐 方 美 紀
観光振興課長	浦 本 雄 介
スポーツ交流企画課長	松 尾 亮 爾
企業局	
局 長	久 原 美樹子
首席審議員	
兼総務経営課長	馬 場 幸 一
工務課長	福 本 政 洋
労働委員会事務局	
局 長	浦 田 美 紀
審査調整課長	守 屋 芳 裕
事務局職員出席者	
議事課主幹	須 田 恵美子

政務調査課課長補佐 那 須 豊

午前9時59分開議

○高島和男委員長

ただいまから第4回経済環境常任委員会を開会いたします。

まず、前回の委員会以降に人事異動があつておりますので、自席から自己紹介をお願いいたします。

(商工雇用創生局長～産業支援課長の順に自己紹介)

○高島和男委員長 それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

なお、本日の委員会は、インターネットで中継しておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いします。

また、執行部からの説明は、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

清田環境生活部長。

○清田環境生活部長 おはようございます。

環境生活部の議案等の説明に入ります前に、令和7年8月10日からの大雨への対応について御報告いたします。

環境生活部では、被災市町村と連携し、発災直後から被災者の生活再建の支援に取り組んでおり、災害廃棄物の処理については、10市町で仮置場が設置され、その他の自治体を含め、現在12の市町で災害廃棄物の処理を進めています。被災住家の片づけごみの仮置場搬入はおおむね終了し、地域内の処分場や地域外での広域処理により、集積された災害

廃棄物の処分を順次進めているところです。次に、水道施設については、地区の水道組合等が設置する小規模な施設も含め、9月初旬には断水が解消し、現在、施設の本復旧に向けて、水道事業者と国との連絡調整等を行っています。

こうした中、8月28日に実施した国への緊急要望で、災害廃棄物の処理や水道施設の早期復旧に加え、自然公園施設の早期復旧に向けた財政支援等を要望したところです。一部要望が実現したものもございますが、要望内容が実現するよう、引き続き国との協議を行ってまいります。

被災された皆様の生活再建の第一歩となる災害廃棄物の早期の処理等に向けて、引き続き、被災市町村と連携し、全力で取り組んでまいります。

それでは、環境生活部関係議案の概要について御説明いたします。

今回提出しております議案は、条例等議案関係の県出資団体等の経営状況の報告2件、追加提案の予算関係1件です。

追加提案しております第58号議案の令和7年度熊本県一般会計補正予算でございますが、委員会説明資料追号分、1ページ、追号分補正額(C)欄をお願いいたします。

総額1,600万円余の増額をお願いしております。

内容は、8月10日からの大雨で被災した自然公園施設の復旧等に要する経費です。

このほか、その他報告事項として、第七次熊本県環境基本計画の策定についてなど2件御報告いたします。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高島和男委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○木原環境政策課長 環境政策課です。

説明資料の1ページをお願いします。

報告第11号、公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出についてです。

別冊の水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類で御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

当財団は、国の施策に基づくチッソへの金融支援や水俣・芦北地域の再生、振興に寄与する目的で設立され、左側、枠囲みの3つの財団法人を、平成12年に財団法人水俣・芦北地域振興財団として統合した後、平成24年に公益財団法人に移行し、現在に至っております。

当財団では、右側、枠内に記載の基本財産及び特定資産の計80億円の運用益等により、各種事業を実施しております。

3ページをお願いします。

事業報告でございます。

令和6年度は、枠内に記載の4つの助成事業とチッソへの貸付事業を実施し、3ページの下から5ページが地域振興事業、6ページがもやい直しセンター運営費助成事業、7ページが環境技術研究開発事業、8ページが市町福祉対策特別助成事業の実績となります。

8ページの下から10ページには、令和6年度末時点のチッソへの貸付金の残額等を記載しております。

11ページをお願いします。

決算報告でございます。

貸借対照表の左上、I、資産の部は、普通預金やチッソへの貸付金等で、令和6年度末時点の資産合計は、資産の部の最下段に記載の1,177億円余でございます。

その下のII、負債の部は、チッソへの設備投資資金貸付けのための県からの借入金等で、負債合計は、負債の部の最下段に記載の94億円余でございます。

以上、資産合計から負債合計を引いた正味

財産合計は、下から2行目に記載の1,082億円余となっております。

次の12、13ページは、正味財産増減計算書でございますが、以降、17ページの財産目録までの説明は省略させていただきます。

次に、19ページをお願いします。

今年度の事業計画です。

昨年度に続き、4つの助成事業とチッソへの貸付事業を行うこととしております。

次の20、21ページは、今年度の予算書でございます。

各事業費の増減等はございますが、事業の基本的な組立ては、昨年度から変更ございません。

環境政策課は以上でございます。

○野田自然保护課長 自然保護課でございます。

委員会資料追号分の2ページをお願いします。

まず、1段目の自然保护費でございます。

説明欄の自然環境保全対策事業費の特定外来生物スバルティナ属防除対策事業であります、8月の大霖により、宇城市の砂川において防除のために敷設していた防草シートの一部に破損が生じたため、早急に復旧を行ふものです。

次に、2段目の観光施設災害復旧費でございます。

説明欄の観光施設単県災害復旧費の自然公園施設等災害復旧事業でありますが、8月の大霖により、県有の公園施設である雲仙天草国立公園内の天草ビターセンターの歩道が損壊し、千巒山で山腹崩壊が発生しました。また、矢部周辺県立自然公園の桟橋に破損が生じました。このため、早急に調査測量委託を行うものです。

自然保护課は以上でございます。

○村岡循環社会推進課長 循環社会推進課で

ございます。

報告第12号、公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について御説明いたします。

別冊の法人の経営状況を説明する書類のインデックスの2の1ページをお願いいたします。

当該法人は、南関町に所在します最終処分場、エコアくまもとを運営する法人でございます。

まず、事業概要報告書でございます。

I、法人の概況ですが、主な事業は、公共関与による管理型最終処分場、エコアくまもとの運営など、廃棄物の処理に関する事業でございます。

次に、2ページ中ほど、II、事業の状況をお願いします。

1、事業の実施状況ですが、(1)の産業廃棄物処理については、約5,800トンを受け入れております。

次に、財務状況を御説明いたします。

5ページの貸借対照表をお願いいたします。

左から2番目の当年度の欄を御説明いたします。

まず、資産の部ですが、普通預金や維持管理積立資産等を合計しまして、資産合計額は、表の中段ほどに記載しておりますが、67億7,000万円余でございます。

次に、負債の部です。

未払い金や借入金などを合計いたしまして、科目欄、下から14行目に記載しております負債合計は、21億4,600万円余でございます。

以上から、資産から負債を引いた財団の正味財産合計は、下から2行目、46億2,300万円余となっております。

6ページ、7ページの正味財産の詳細は省略させていただきます。

次に、11ページをお願いいたします。

本年度の事業計画でございます。

2、事業内容の(1)処分場運営に関する事業に記載のとおり、引き続き、廃棄物を適正に受け入れ、安全で安定的な稼動に努めるとともに、適正な維持管理を行ってまいります。

最後に、12ページから15ページにかけてまして、本年度予算を記載しておりますので、御覧いただければと思います。

以上が財団の経営状況の報告でございます。

循環社会推進課は以上です。

○高島和男委員長 次に、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

上田商工労働部長。

○上田商工労働部長 おはようございます。商工労働部でございます。

議案等の説明に先立ちまして、令和7年8月10日からの大雨への対応及び県内の景気、雇用情勢につきまして概略を申し上げます。

初めに、令和7年8月10日からの大雨への対応についてです。

大雨発生後、県内中小企業・小規模事業者の被害状況につきまして、関係市町村や商工会、商工会議所と連携し、速やかに調査を進めてまいりました。県の推計による被害額は、商工業、観光業、交通関係を含め約283億円、事業者数は約3,300者に上る見込みでございます。

県内の広い範囲で多くの事業者が被災されており、被災した中小企業者を支援するため、県では、新たな融資制度を創設し、9月17日に運用を開始しました。

また、被災した施設、設備の復旧を支援するための補助制度の創設に向けまして、首相官邸や経済産業省への要望を行いますとともに、具体的な復旧費用の措置に向けた調査を

実施し、現在その結果の取りまとめを進めています。

引き続き、関係機関と連携しながら、被災された事業者の皆様の一日も早い復旧、復興に向けて、全力で取り組んでまいります。

続きまして、県内の景気、雇用情勢についてです。

10月1日公表されました日銀の金融経済概観では「熊本県内の景気は、緩やかに回復している。」と、6か月にわたり継続して判断を据え置かれました。また、7月の本県の有効求人倍率は1.17倍となり、前月から0.01ポイントの低下が見られました。しかしながら、依然として人手不足の状況は続いており、今後も状況を注視してまいります。

それでは、今回提案しております商工労働部の議案等の概要につきまして御説明いたします。

お手元、説明資料の3ページをお願いいたします。

令和7年度9月補正予算は、補正額(B)の欄の商工労働部合計、下から3つ目で、3億2,100万円の増額補正をお願いしております。

その内容としましては、熊本県開業ワンストップセンターの設置に要する経費及び新規県営工業団地の整備に要する経費でございます。

また、債務負担行為の変更が1件、財産の取得が1件でございます。

次に、報告事項として、県が出資します5つの法人の経営状況について御報告いたします。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高島和男委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○荒木労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

委員会説明資料の4ページをお願いしたいと思います。

債務負担行為の変更でございます。

職業能力開発拠点整備事業でございますが、今年度の当初予算におきまして、熊本市南区にあります熊本県立高等技術専門校の自動車車体整備科実習棟の建築工事と実習に必要となります自動車リフトの基礎工事分のうち、令和8年度にかけて工事を予定している当該実習棟の建築工事分について、債務負担行為の額を設定していたところでございます。

しかしながら、自動車リフトにつきましては、基礎工事のほか、機器本体及び附帯設備の設置などにつきまして、12月から着手する実習棟の建築工事と密に連携しながらの施工が必要となりますことから、自動車リフト等の一式の工事としまして、今年度一括して発注契約するために、今回債務負担行為設定額の変更を行うものでございます。

続きまして、法人の経営状況の報告を行います。

別とじの経営状況を説明する書類のうち、黄色の付箋のインデックスの3番の一般財団法人熊本テルサの経営状況の書類をお願いいたします。

まず、1ページをお願いいたします。

概要でございますけれども、当財団は、平成8年に設立され、4の設立目的は、勤労者の福祉に関する事業を行い、県民の福祉の向上に寄与することとなっております。

また、6の基本財産は1億円で、県は、その7割の出資を行っておるところでございます。

続きまして、2ページをお願いしたいと思います。

令和6年度の事業状況報告書でございま

す。

1の総括の4行目から記載のとおり、令和6年度は、コロナ前に比べまして、大人数の忘新年会が1割ほど減少した影響もあり、売上げは前年を僅かに超える約6億9,073万円で、コロナ前の水準である7億円に届きませんでした。

なお、償却前営業利益は、支出削減に取り組んだ結果、645万円余の黒字となりましたが、減価償却と営業外損益後の経常利益は1,187万円余の赤字、当期純利益も1,132万円余の赤字となりました。

続きまして、3の施設別売上状況でございますけれども、令和6年度は、宿泊、レストラン、喫茶などで前年度売上高を上回りましたが、婚礼、会議、研修室、ホール等では下回り、合計では、僅かに63万円ほど上回る結果となりました。

続きまして、3ページでございますけれども、こちらは、令和6年度決算書でございますが、先ほど総括のところで説明した内容と重複しますので、説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、5ページをお願いしたいと思います。

令和7年度事業計画書でございます。

1の経営目標に記載しておりますとおり、テルサ職員が初心に返り、力を合わせて売上げ増を図り、経費節減に努め、償却前営業利益、当期純利益の黒字化を目指すことに全力を注いでいくとしております。

続きまして、6ページをお願いしたいと思います。

令和7年度の予算書でございますけれども、1の売上高を7億3,524万円余、前年度と比較して、2,103万円余の増を見込んでおるところでございます。

熊本テルサの経営状況は以上となります。

続きまして、黄色のインデックス、今度は4番の公益財団法人熊本県雇用環境整備協会

の経営状況の書類をお願いいたします。

まず、1ページ、お願ひしたいと思います。

財団の概要でございます。

4の設立目的は、地域の発展を担うべき人材の確保、育成、定住促進に寄与することとなつております。

次に、5の基本財産ですが、1億円の全額及び6の運用財産28億円余のうち20億円を、県がそれぞれ出資しておるところでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

2ページから3ページが、令和6年度に実施しました事業状況となります。

1の講座・セミナー・育成事業や2の相談事業など5つの柱で、県からの委託事業のほか、独自事業といたしまして、高校生、大学生等をはじめとした幅広い世代に対する就職支援事業を実施しているところでございます。

続きまして、4ページをお願いしたいと思います。

決算書のうち、正味財産増減計算書でございます。

まず、(1)の経常収益は、地域無料就労相談窓口運営事業でございますジョブカフェブランチの拡充により、前年度から1,000万円余の増となる1億3,793万円余となりました。

一方、(2)の経常費用は、1億3,125万円余であり、ジョブカフェブランチ拡充に伴い、人件費増とはなりましたが、事業見直しにより、前年度から200万円余の増にとどまつておるところでございます。

また、4ページの最下段、正味財産期末残高は、29億201万円余となっております。

少し飛びまして、8ページ、お願ひしたいと思います。

令和7年度、今年度の事業計画でございま

す。

令和6年度に引き続き、5つの柱により、求職者と企業等が相互に理解し、ミスマッチを防ぐ機会の創出に取り組むこととしております。

最後に、10ページをお願いいたします。

令和7年度における収支予算書でございます。

1の(1)経常収益は1億2,026万円余、(2)の経常費用は1億3,005万円余、2つ下の当期経常増減額はマイナス978万円余を見込んでおりますが、経費節減を念頭に事業実施に努めてまいります。

熊本県雇用環境整備協会の経営状況の説明は以上となります。

続きまして、インデックス5番の希望の里ホンダ株式会社の経営状況の資料をお願いいたします。

1ページのほうをお願いいたします。

会社概要になりますが、4の設立目的は、重度障害者の雇用の場を拡大することを目的としまして、熊本県、宇城市、本田技研工業株式会社の3者が出資して設立しております。

6の資本金5,000万円のうち、県が44%の2,200万円を出資しておるところでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

令和6年度の事業報告でございます。

③財産及び損益の状況を御覧いただきたいと思います。

直近4期の損益等を記載しております。

一番右の列にあります41期、令和6年度の売上高は、最上段の100億2,896万円余で、前年度に比べまして、二輪、四輪組立て事業が若干伸び悩み、前年度比94%にとどまりました。

2段目の経常利益は4,169万円余、3段目の当期純利益は3,059万円余となっておりま

す。

続きまして、3ページをお願いいたします。

最下段の従業員の状況を御覧ください。

令和7年度3月末時点で、従業員71名、うち障害者の方を33名雇用しているところでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

損益計算書でございますけれども、最上段真ん中の売上高は、100億2,896万円余となり、前年度と比べまして6億908万円余り減少となっておりますが、最下段の当期純利益は3,059万円余と、毎期確実に利益計上しているところでございます。

続きまして、7ページをお願いしたいと思います。

令和7年度の事業計画でございます。

令和6年度は、二輪及び四輪組立て事業が落ち着いておりましたが、令和7年度の需要はまだまだあると予想しており、全体としての売上げは、2、収支計画の①売上計画の最下段の真ん中のところのとおり103億9,709万円余、令和6年度実績と比較しまして、3.7%の売上げ増を見込んでいるところでございます。

以上、希望の里ホンダ株式会社の経営状況の説明を終わります。

労働雇用創生課は以上でございます。

○小松産業支援課長 産業支援課でございます。

常任委員会説明資料にお戻りいただき、5ページをお願いいたします。

9月補正予算に係る事業を1件御説明いたします。

新事業創出促進費の創業・新分野進出推進事業として100万円を計上しています。

この事業では、事業者が法人を設立する場合に必要な手続に係る相談対応や支援を総合

的に行う窓口、いわゆる熊本県開業ワンストップセンターを設置するものでございます。

本事業は、国家戦略特区制度に基づく支援として措置いたします。法人設立に関する手続の負担軽減を図り、ビジネスがしやすい環境を整備してまいります。

次に、法人の経営状況について、2件御説明いたします。

まず、報告第16号、公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況について御説明いたします。

別とじのインデックスの6番をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

(5)に記載のとおり、本財団は、県内中小企業者等に対する産業支援を総合的に実施すること等を目的とした公益財団法人でございます。

(4)に記載のとおり、平成13年に、熊本県中小企業振興公社、熊本県テクノポリス財団、熊本県テクノポリス技術開発基金の3団体が統合し設立され、平成25年に公益財団法人へ移行するとともに、名称をくまもと産業支援財団に変更いたしました。

2ページを御覧ください。

(8)の組織図に記載のとおり、組織は3部1センターの体制でございます。

例えば、産業振興部では、事業化につながる可能性の高い研究開発の推進など、産学連携の推進を図る産学連携推進室、企業支援部は、中小企業、小規模事業者の経営力の強化を図りますよろず支援拠点推進室などにより、それぞれ構成されてございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

本財団の事業及び会計体系図をお示ししています。

公益目的事業といたしまして、事業革新、販路拡大、産学連携を柱に、経営相談、経営指導、ビジネスマッチングの推進、研究開発

支援などの各種事業を実施しております。

10ページから22ページまで、個別の事業概要を示しておりますが、詳細につきましては省略させていただきます。

飛びまして、23ページをお願いいたします。

貸借対照表に基づき、本財団の資産額等を御説明いたします。

資産の部において、一番下の資産合計の欄を御覧いただきますと、資産額は438億5,600万円余となっております。資産額の減少の主な要因といたしましては、熊本地震の被災中小企業に対する長期貸付金について、貸付企業からの返済が行われたこと等が上げられます。

続きまして、27ページ及び28ページをお願いいたします。

正味財産増減計算書に基づきまして、本財団の収支等の状況を御説明いたします。

28ページの中段の当期経常増減額を御覧ください。

当期経常増減額は、マイナス2,700万円余となっております。

主な要因といたしましては、27ページの下から2段目にございます起業促進投資有価証券減損損失に1,994万円余が計上されておりますところ、本財団がこれまでに実施いたしました投資に関して減損処理を行ったこと等が挙げられます。

今後、引き続き、財政状況の安定のため、費用の節減等に努めてまいります。

41ページをお願いいたします。

令和7年度事業計画です。

ページ中ほどの第3段落にありますとおり、新規・重点項目として、3項目が上げられています。半導体サプライチェーン新規参入を希望する県内企業への支援策の充実、DX、GXを通じた成長を志向する県内企業への各種支援の強化、UXプロジェクト等にて事業化に取り組む起業家や事業者への伴走支

援の3項目でございます。

国や県等と連携し、ビジネスマッチングや販路開拓支援など、各種支援に取り組んでいくこととしてございます。

くまもと産業支援財団の御説明については以上でございます。

続きまして、報告第17号、株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況について御説明いたします。

インデックスの7番をお願いいたします。

1ページを御覧ください。

本センターの概要を記載しておりますが、このセンターは、益城町のテクノ・リサーチパーク内で貸し工場の運営管理を行っている、平成12年に設立された第三セクターでございます。

飛びまして、5ページをお願いいたします。

損益計算書に基づきまして、本センターの収支等の状況を御説明いたします。

令和6年度の売上高は、不動産賃貸事業収入により5,123万円余となり、必要経費等を差し引いた当期純利益は、表の一番下にありますとおり、958万円余となりました。

令和6年度は、年度中の8月末に1社1室の退去がありましたが、その後、令和7年1月には全室入居となりましたため、一定の不動産賃貸事業収入が確保された状況となっています。

次に、7ページをお願いいたします。

貸借対照表に基づきまして、本センターの資産額等を御説明いたします。

資産の合計は、一番下の数字にございます11億7,920万円余となってございます。

最後に、飛びまして、11ページをお願いいたします。

令和7年度の事業計画でございます。

引き続き、確実な賃料収入の確保に努めるとともに、入居企業への各種補助金や支援施策などの情報提供といった側面的支援を行つ

ていくこととしています。

産業支援課については以上でございます。

○山田企業立地課長 企業立地課でございます。

常任委員会説明資料の6ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計でございます。

工業団地整備事業費につきまして、3億2,000万円の増額補正をお願いしております。

これは、現在八代市で進めている県営工業団地八代市事業区の整備に当たり、基本設計を行う中で、大量の盛土が必要になることが判明したため、一日も早い分譲開始に向か、速やかに工事に着手する必要があり、その盛土の準備工事に要する経費を増額するものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

条例関係議案として、財産取得1件を御提案させていただいております。

まず、取得する財産でございますが、八代市興善寺町字平石39番ほか151筆、八代市での新規工業団地整備事業の用地を取得するものでございまして、面積が22万1,077平方メートルとなります。

取得の相手方は個人62人、予定価格は12億6,644万3,785円しております。

提案理由としましては、新規工業団地整備事業を実施するためであり、先ほど補正予算で御説明をいたしました県営工業団地八代市事業区の盛土に伴う準備工事に速やかに着手するため、土地を早期に取得する必要があり、この議案を提出するものでございます。

企業立地課は以上でございます。

○高島和男委員長 次に、観光文化部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いします。

脇観光文化部長。

○脇観光文化部長 観光文化部でございます。

観光文化部関係の議案等の説明に先立ちまして、県内観光の現状、観光文化部に関する最近の取組について御説明をさせていただきます。

初めに、令和7年8月10日からの大雨への対応についてでございます。

先般の大雨では、観光業関係の施設においても、宿泊施設を中心に、浸水や雨漏り、落雷被害などが多数発生いたしました。また、観光のトップシーズンである夏休みのお盆時期とも重なり、発災から1週間程度で、延べ1万1,000人以上の予約キャンセルが発生し、観光事業者の方々におかれでは、大変大きな痛手となりました。

このため、災害による旅行控えや風評被害が発生しないよう、発災直後から、時期を逸することなく、SNS等を活用した情報発信を実施したところでございます。

引き続き、情報発信に取り組むとともに、観光事業者等のニーズをお聞きしながら、効果的な施策を検討してまいります。

続きまして、観光文化部に関する最近の取組についてでございます。

観光分野では、来年夏にJRグループ6社と連携して開催する熊本デスティネーションキャンペーンに向けて、8月27日に、旅行商品造成に向けた本県の観光素材をアピールする全国宣伝販売促進会議を開催し、500名を超える観光関係者が一堂に会しました。また、8月28日から29日には、全国からお越しいただいた会議参加者を対象に、県内8コースを回るエクスカーションを実施し、大変御好評いただいたところです。

本キャンペーンにより、国内外から多くの方々に来訪いただき、本県の魅力を体感いただけけるよう、誘客促進を図ってまいります。

次に、文化芸術分野においては、アーティストの活動機会の拡大、県内の文化芸術の振興、そして、文化芸術の力でぎわいを創出するため、趣旨に賛同する民間事業者と連携し、新たな文化芸術コンテンツとして、くまモンオーケストラを8月に結成いたしました。10月にはお披露目コンサートを開催し、熊本ならではの文化芸術コンテンツとして、国内外に発信してまいります。

最後に、スポーツの分野では、今月12日に、国際サイクルロードレース、マイナビツール・ド・九州2025の熊本阿蘇ステージが、11月11日からは、国際バドミントン大会、熊本マスターズジャパン2025が開催されます。

これらの大会を通して、交流人口の拡大や経済活性化につなげてまいります。

また、4つの県有スポーツ施設の再生についてでございますが、昨年7月に設置した公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議において、計5回の議論が行われ、先月1日に提言が取りまとめられました。この提言を踏まえ、9月22日の代表質問に対し、木村知事から、県としての整備の方向性について表明したところでございます。

それでは、観光文化部関係の議案の概要について御説明いたします。

資料13ページを御覧ください。

熊本県伝統工芸館条例の一部改正に係る条例等議案を提案しております。

また、報告事項として、県が出資する一般財団法人熊本県伝統工芸館及び公益財団法人熊本県立劇場の経営状況について、その他報告として、第2期熊本県スポーツツーリズム推進戦略の策定及び4つの県有スポーツ施設の整備の方向性等について御報告させていただきます。

詳細につきましては、この後関係課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高島和男委員長 続いて、担当課長から説明をお願いします。

○佐方観光文化政策課長 観光文化政策課です。

13ページ、お願いいいたします。

議案第11号、熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例の制定についてです。

概要で御説明いたしますので、15ページをお願いいたします。

熊本県伝統工芸館では、現在実施している大規模改修に伴いまして、展示室を再配置し、2階の展示室6室の一体的な使用により、大規模な展示会の実施が可能となることから、2、改正の内容、(1)に記載のとおり、企画展示の観覧料について、今回新たに定めるものです。また、(2)に記載のとおり、展示室の数と面積を変更することから、新たな使用料を設定するものです。さらに、今回の改定では、近年の物価高騰の影響を観覧料及び使用料に適切に反映する必要があることから、条例の一部改正をお願いするものです。

なお、3、施行期日については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日とし、施設使用の申請等につきましては、所要の経過措置を設けて、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしています。

熊本県伝統工芸館条例の一部改正については以上です。

続きまして、法人の経営状況報告を行いますので、別とじの黄色インデックスの8、こちらをお願いいたします。

報告第18号、一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況について御説明いたします。

まず、1ページをお願いいたします。

当法人の設立目的、基本財産等は記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。

(1)に記載のとおり、令和6年度は、伝統工芸館の開館以来初めてとなる大規模改修工事に着工いたしました。工事に伴いまして、ショップ、事務所とともに仮施設へ移転し、収蔵品や備品は、旧阿蘇保健所に移転するなどの対応を行いました。このような大規模改修工事への対応を見越して経費節減に努めた結果、下の枠囲みに記載のとおり、令和6年度末正味財産期末残高は、前年度より745万円余増加し、約9,800万円となりました。

次に、4ページをお願いいたします。

(2)施設の利用状況、(3)観覧料及び使用料の収入状況、また、(4)入館者数や工芸品の売上げの実績値につきましては、工事に伴う休館等の影響もあり、いずれも前年度から減少しております。

5ページをお願いいたします。

ここからは、事業区分ごとに、令和6年度の実施状況を記載しております。

まず、御覧いただいているページから8ページまでが、指定管理事業の管理部門、そしてショップ部門についてです。

1階展示室における工芸展など企画展示、また、工芸家の人材育成、県内外でのイベントへの出展や販売店舗等での出張販売などを行いました。

9ページをお願いいたします。

こちらの公益目的事業につきましては、記載のとおり、新商品販売及び展示販売への助成、また、技術力や販売力向上のための助成などに取り組みました。

飛びまして、21ページ、お願いいいたします。

こちらは、令和7年度の事業計画についてです。

休館中も、工芸家への支援、伝統的工芸品の販路確保等に取り組むとともに、令和8年3月のリニューアルオープンに向けて、着実に準備を進めることとしております。

最後に、25ページをお願いいたします。

令和7年度の収支予算書です。

工事によりまして、約1年間、仮事務所と仮ショップでの運営となるため、収支ともに前年度を下回り、引き続き経費削減等に努めることとしております。

一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況の報告は以上です。

続きまして、黄色インデックスの9をお願いいたします。

報告第19号、公益財団法人熊本県立劇場の経営状況について御説明いたします。

まず、1ページをお願いいたします。

当法人の設立目的、基本財産等は記載のとおりです。

2ページをお願いいたします。

中段に記載のとおり、令和6年度は、第5期事業計画に沿って着実な業務運営を行っており、施設利用率は、コンサートホール、演劇ホールともに高い水準となっております。

3ページをお願いいたします。

収支決算の状況の表により、令和6年度の決算について御説明いたします。

下から5行目の当期収入合計は、前年度より8,611万円余増加し、5億9,603万円余、その下の当期支出合計は、前年度より8,250万円余増加し、5億8,686万円余となりました。その下の当期収支差額は、916万円余の黒字となり、これに前期繰越収支差額5,147万円余を加えた次期繰越収支差額は、6,064万円余の黒字であり、当法人の財務の健全性は保たれております。

4ページをお願いいたします。

(2)使用料については、施設、駐車場ともに前年度より増額となっております。

(3)入場者数については、前年度より大幅に増加しており、コンサートホール及び演劇ホールの利用率ともに高い水準を維持しております。

次に、5ページをお願いいたします。

(4) 文化事業につきましては、県立劇場の自主事業である公演のチケットの売れ行きが大変好調で、特に、次の6ページに記載しておりますが、全国共同制作オペラ「ラ・ボエーム」、また、佐渡裕指揮、新日本フィルハーモニー交響楽団については、チケットが完売しております。

ページ飛びまして、23ページをお願いいたします。

令和7年度の事業計画についてです。

最下段に記載のとおり、文化、実演芸術を通じて、アジア各国との相互理解を深めるシアターアジア事業により、多彩な公演を実施することとしております。

最後に、25ページをお願いいたします。

令和7年度の收支予算書です。

収支ともに前年度より若干下回りますが、引き続き、県民の皆様に質の高い文化、実演芸術を鑑賞する機会の提供に取り組むこととしております。

観光文化政策課は以上です。

○高島和男委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いします。

久原企業局長。

○久原企業局長 企業局でございます。

企業局関連の議案でございますが、電気事業会計につきまして、増額補正1件、債務負担行為の変更1件お願いするものでございます。

詳細につきましては、この後総務経営課長が説明しますので、よろしくお願ひいたします。

○高島和男委員長 続いて、担当課長から説明をお願いします。

○馬場総務経営課長 総務経営課でございま

す。

企業局の議案は、電気事業会計における増額補正1件、債務負担行為の変更1件でございます。

説明資料の18ページをお願いいたします。

9月補正予算総括表、上段の電気事業会計の収益的支出におきまして、1万円余の増額をお願いしております。

19ページ中段の収益的支出の営業外費用の説明欄にありますとおり、企業局公用車1件に係る過年度分NHK受信料の支払いに要する経費の増額補正でございます。電気事業会計分として今回計上するものでございます。

20ページをお願いいたします。

令和7年2月定例会において承認いただきました令和7年度電気事業会計の債務負担行為の変更でございます。

企業局所有施設等管理業務に係る令和8年度の限度額につきまして、6,100万円余の増額変更をお願いしております。

具体的には、緑川第二発電所の取水口除塵機、取水口の流木等を除去する装置でございますが、その更新に係る詳細設計におきまして、一部の構成機器に著しい劣化が判明したことから、更新機器の追加等を行うものでございます。

企業局は以上でございます。

○高島和男委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

また、発言する際は、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○吉田孝平委員 6ページ、企業立地課に質問でございますけれども、八代工業団地の施設整備事業費で、今回土地が低かったということで、盛土の準備のお金が必要ということでございますけれども、これは、完成まで、今後のスケジュール、2028年が分譲予定だったですかね、たしか。その辺、スケジュール的には問題ないのか、そこを教えていただければと思います。

○山田企業立地課長 本年度から盛土の準備工事に入りまして、令和8年、9年度に造成工事に入れます。令和10年度ですので、2028年度になるかと思いますけれども、令和10年度の分譲開始に向けて、今後工事を進めてまいります。

○吉田孝平委員 スケジュールはそのまま大丈夫ということでございます。で、私も予定地を見させていただきましたけれども、場所的に、ちょっと大きな機械等が入りにくい場所でもございますし、今後、何らかのトラブルの可能性もございますので、2028年度に間に合うように、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松田三郎委員 関連でいいですか。引き続き、山田課長にです。

資料12ページ、御説明がありましたら、興善寺町というと、今般の災害で、八代地域の中でも一番被害が大きかったというのはよく出てました。町自体が広いんで、ここはどれぐらいだったかは分かりませんし、基本、元というか、今は農地に近い状況ですので、あんまり災害はなかったのかかもしれないし、あったとしても、今後造成していくので、そん

な大きい影響はなかったのかなあと思ってます。この、実際62人から、これからですよね、この用地買収というのは。それに関して、別にその災害のあるなしも含めて、何か影響があったのか、なかったのか、ちょっとあったのかとか。そこだけ……。

○山田企業立地課長 今回提案をさせていただいている62名の方には、7月末に、集団調印という形で行いまして、それも災害の前ではあったんですけども、仮契約という形で、今契約書を取り交わしをしているということで、今回の議決をもって本契約に移るという流れになっております。

災害に関して、災害後、何か当方に対して御要望があったということはございませんので、このまま土地の契約のほうを進めさせていただければと考えております。

○松田三郎委員 分かりました。

○高島和男委員長 ほかに質疑はございませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託された議案第1号、第4号、第6号、第11号、第13号及び第58号について一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外5件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も

継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい。お願ひします」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が4件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○若杉環境立県推進課長 環境立県推進課です。

私から2点ほど御報告させていただきます。

まず1点目、第七次熊本県環境基本計画の策定について御報告します。

初めに、1番、経緯です。

熊本県では、平成2年に熊本県環境基本条例を制定し、同条例に基づき、環境基本指針及び環境基本計画を策定しました。その後、直近では、令和3年度に見直しを行い、現指針及び現計画を策定しております。

策定の概要につきまして、資料の中ほどの表を御覧ください。

表右下にあります現計画は、令和7年度に対象期間が満了いたします。このため、現指針の後期計画として、表右下、枠囲みにあります次期計画の策定が必要となっております。

次に、具体的な策定方針です。

3番を御覧ください。

次期計画では、主に次の5点を考慮して作成をします。

まず、(1)番、現指針で示されているゼロカーボン社会、自然共生社会等の7つの環境施策の方向に従い策定を進めます。

そして、(2)番、今後の県政の動向や関係

法令等との整合性、環境に関する国際的な取組等を踏まえた内容とします。

その上で、(3)番、新たな課題や本県における課題を踏まえた効果的な数値目標を設定します。

最後に、(4)、(5)ですが、重点テーマについて御説明します。

新たな展開が必要となる課題または熊本県特有の課題のうち、特に計画期間内において重点的に取り組む必要があるものを重点テーマに設定します。次期計画では、熊本地域の地下水保全対策を重点テーマとしたいと考えております。

また、現計画の重点テーマであります地球温暖化対策については、次期計画においても重要な取組として、内容を拡充したものを計画に記載したいというふうに考えています。

このような策定方針に沿って、4、策定期制にありますけれども、府内の熊本県環境政策推進本部及び府外の熊本県環境審議会で計画の内容を検討してまいります。

最後に、5番、スケジュールです。

現在も進めておりますが、令和7年の11月まで、府内協議及び府外協議を計3回実施いたします。そして、令和7年12月に、経済環境常任委員会及び海の再生及び環境対策特別委員会で計画の概要を御報告した上で、パブリックコメントを実施いたします。その後、令和8年1月に、熊本県環境審議会及び熊本県環境政策推進本部会議で審議いただき、2月定例会で計画案を提案し、議決いただいたら、令和8年3月に公表したいと考えております。

本件についての報告は以上になります。

続きまして、次期熊本地域地下水総合保全管理計画の策定についての御報告です。

資料、左側の現行計画の概要を御覧ください。

この計画は、住民、事業者、行政が一体となって取り組む共通の地下水保全目標を設定

するもので、昨年度計画期間を1年延長したため、計17年間の計画となっております。また、策定の主体は、県と熊本地域11市町村となります。

目標の達成状況ですが、地下水の採取量は、令和6年度目標の1億6,550万立方メートルに対し、令和5年度実績は1億6,133万立方メートルでした。地下水の令和6年度目標涵養量3,800万立方メートルに対し、白川中流域における冬期湛水開始など、水田湛水事業の実績が大幅に増加したこともあり、令和6年度実績が4,353万立方メートルと目標を大きく上回っています。また、地下水質の保全については、指標井戸の硝酸性窒素の濃度について、削減計画策定時の濃度に応じて削減目標を設定していました。その改善状況については、指標井戸の平均値は緩やかに減少しているものの、個別指標井戸で見ると、増加傾向の井戸や基準超過井戸が見られるという状況になっております。

続いて、2番、次期管理計画の方向性についてです。

令和8年度を初年度とし、計画期間は5年間としています。

長期的なビジョンとして、熊本地域が目指す将来像を設定します。熊本の宝である地下水の恵みを守り継いでいく熊本地域を目指す姿として掲げ、3つの黒丸でお示ししている事項を軸に、資料、左下記載の基本的施策を取り組むこととしております。

資料の右側をお願いいたします。

次期計画における目標値ですが、地下水採取量については、工業用途の増加が見込まれる中ではありますが、有明工業用水道の活用や水道事業による漏水対策等の新たな取組を進め、現計画の目標値からの増加量を150万立方メートル以内に抑えます。

地下水涵養量については、採取量の増加や土地利用の変化による影響の最小化を図る観点から、近年拡大傾向にある水田湛水の実績

を維持しつつ、水田湛水以外の涵養方法により、さらなる上積みを図ります。

水質については、別途個別計画や条例で目標を定めているため、それと同じものとさせていただきます。

この目標値を踏まえ、地下水のシミュレーションを行いました。結果としては、各種対策を講じることで、地下水の流入量と流出量はほぼ均衡する見込みとなりました。主に地下水が利用される第1・第2帶水層における地下水の貯留量については、約100億立方メートルからほとんど変化せず、その変化は1%未満です。一部地域において0.88メートルほど地下水が下がるとの結果も出ていますが、賦存量に与える影響は1%未満であることを考えると、この目標値を達成することで、熊本地域における地下水の持続的な利用は十分可能であると言えると考えております。

最後に、この計画のスケジュールになりますが、今日の報告を踏まえまして、今後、学識経験者や民間事業者との意見交換を行い、計画素案をまとめ、12月をめどに、県政パブリックコメントの実施、来年2月をめどに、県及び11市町村の各自治体間での合意と進めてまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

○松尾スポーツ交流企画課長 スポーツ交流企画課でございます。

報告資料の③、第2期熊本県スポーツツーリズム推進戦略の策定についてを御覧ください。

まず、計画策定の背景・趣旨でございます。

令和3年度に第1期熊本県スポーツツーリズム推進戦略を策定し、各取組を進めてまいりました。第2期戦略では、第1期戦略の成果やスポーツツーリズムを取り巻く現状、課題を踏まえ、作成を進めているところでござ

います。

計画の概要でございますが、後ほど御説明させていただきます。

今後のスケジュールとしましては、パブリックコメントを行い、12月中の計画策定を予定しております。

続きまして、次のページのA3判の資料で、戦略の概要を御説明いたします。

まず、左側の中段でございますが、当該計画のビジョンとしまして「スポーツの力で地域を豊かに」を掲げております。計画期間を令和7年度から令和9年度の3か年間としております。このビジョンを達成するため、現状と課題、また、それらを踏まえた目指すべき方向性を整理の上、資料、右側にございます基本戦略として、戦略1から戦略3を設定しております。

戦略1の観光の柱ともなるスポーツの産業化やスポーツを通じた地域活性化につきましては、来年菊陽町に西日本最大級のアーバンスポーツ施設がオープンいたします。本県がアーバンスポーツの聖地となるよう取組を進めまいります。また、国際スポーツ大会招致や合宿誘致、プロスポーツの振興などに取り組み、スポーツの産業化や地域活性化につなげていきたいと考えております。

戦略2の県民の健康と地域経済を豊かにするコンテンツ開発につきましては、県民の健康増進や誘客促進につながるスポーツコンテンツのブラッシュアップ、商品化に加え、誰もが参加できる熊本ならではのスポーツ大会の充実を進めてまいりたいと考えております。

戦略3の観光誘客・地域活性化に繋がる推進基盤の充実につきましては、スポーツコミュニケーション機能の強化や県有スポーツ施設の再生、整備を進めてまいります。

最後に、目標設定につきまして、3つの戦略に対応する形で右側に記載しております。

報告資料③の説明は以上になります。

続きまして、報告資料の④、4つの県有スポーツ施設の整備の方向性について御説明をいたします。

資料の上段を御覧ください。

施設整備の方向性につきましては、昨年7月に設置しました検討会議において、計5回の議論を行い、先日、9月1日に澤田座長から木村知事へ提言をいただきました。県では、提言書をしっかりと吟味し、官民共創による県有スポーツ施設の整備により、スポーツを通じたまもと新時代の実現を目指し、今定例県議会で、県としての整備の方向性等について、木村知事が表明したところです。

この資料は、知事の表明当日に部長記者会見を行い、公表した資料となります。

各施設の方向性でございますが、資料の中段を御覧ください。

上から、まず、熊本県立総合体育館につきましては、一般利用に加え、プロスポーツや国際大会への対応、交通利便性の高さなどを踏まえ、アリーナ施設として、現地再整備を進めます。

当面の対応としましては、来年度には基本計画策定等に取り組みます。また、整備手法やPFI法に基づく実施方針等の検討、事業者公募などを進めてまいります。

次に、藤崎台県営野球場につきましては、屋内練習場の整備など、求められるニーズに対応するための必要な面積の確保や現地再整備における各種法令等のハードルの高さなどから、移転再整備を進めます。

当面の対応としましては、県立体育館の整備から間を置かずに取り組むこととし、移転先選定に向けた条件等を整理し、公募を実施します。また、整備手法やPFI法に基づく実施方針等の検討、事業者公募などを進めてまいります。あわせて、現在の藤崎台県営野球場の取扱いに関する検討なども進めてまいります。

次に、熊本武道館については、老朽化の状

況などを踏まえ、空調設備等の整備といった改修を進めます。

既に空調設備等の整備に向けた現地調査や検討に着手しており、設計や工事等に早急に取り組んでまいります。

最後に、県民総合運動公園陸上競技場につきましては、現状維持とし、ハード、ソフトの両面から、総合的に交通アクセスの改善を進めていきます。

整備を進めていくに当たっての主な検討課題としまして、施設の適正な規模、機能の精査、事業費の算定、それから、財源の確保、地元経済界、県民等が施設を支える仕組みづくり、交流人口の拡大や地域経済活性化を図るための施設の需要創出を上げております。

スケジュールですが、検討課題については、直ちに検討を開始し、順次取組を進めてまいります。早急に整備できるよう、スピード感を持って進めてまいります。

スポーツ交流企画課は以上でございます。

○高島和男委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○松田三郎委員 最後の説明の松尾課長にお尋ねしたいと思います。

昨日の特別委員会で公表された後、また脇部長のいろんなレクもあって、その後反応どうですかと聞いたら、おおむね好意的な感想があったと。私も、中身もさることながら、知事が当初おっしゃってた時期をかなり前倒しをしていただいて、関心のある県内の自治体でありますとか、いろいろな企業も、早めに方向性を決めてもらわぬとなかなか準備に着手できないとかというような御意見ももともとあったところですので、大変私も、内容も含めて評価をしたいと思います。

優先順位をつけるとなると、なかなか――

これからのお話も含めてですが、非常に序内でもやっぱり議論があるところだったんだろうと思って、そういうところも評価したいと思います。

特に、1点だけ、武道館のスケジュールが、早急に取組を進めると。何か、どこかで聞いた話、はっきりおっしゃったかなんかは別として、来年の今頃に空調の整備をと。精いっぱいといったとしてという話だったのかもしれませんけれども、ここ数年の非常に暑い夏を考えると、我々が思うように、そんなすぐにはできないのかもしれません、できるだけ早く、まさに、ここにいついつと書いてしまうと、なかなか支障があるのかなとも思いながら、そういう意見もありましたので、ちょっとお答えいただきたいのと、ここに、空調設備等と。別にこの機に乗じてというつもりはございませんが、やっぱり空調を整備するならば、非常に老朽化してますので、効率がよく、よく冷える、よく温まるためには、やっぱり隙間なり何なり、防暖等も必要でしょうし、トイレなんかの改修もしてなかったかなと思いますので、その対象も若干広げていただきたいと。もうそのつもりもあるのかなとは思いますけれども、言える範囲で結構でございますけれども、お答えいただきたいと思います。

○松尾スポーツ交流企画課長 スポーツ交流企画課でございます。

お尋ねの武道館の件につきましては、体育保健課、それから我々関係課で協議をしまして、一応、体育保健課のほうから9月補正予算の追号という形で、設計費の予算計上、それから来年度の債務負担行為の設定といったような予算面の対応をしております。

で、その中身につきましては、空調設備はもちろんですが、やはり空調設備を導入するとなりますと、気密性というのが必要になりますので、そういうサッシ等の改修ですと

か、あと、やっぱり相当老朽化している部分があります。今、松田先生御指摘のトイレ等も含めて、シャワー、そういったのも含めて、全体的に改修をするというところの設計費というようなことで計上をされているということでございます。

で、できるだけ早急に、空調等が早期に稼働できるようにというところで今取組を進めておるところで、ただ、どこまで前倒しができるかというところが、ちょっと一つ今後の課題になるかなというようなところでございます。できるだけ早急に改修を進めていくというところでございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

答弁にもありましたようにね、教育庁体育保健課、別に悪口じやありませんけれども、教育委員会の方は非常に真面目な方が多い、別に観光文化部が不真面目と言ってるわけじゃないんですが、そういう意味では、やっぱり部長なり課長がしっかりと、ここまで議論していただいた中にも、大分加速するために尻をたたいていただいたというような話も聞いておりますので、引き続き、スピード感を持って、できるというところを、ぜひ引き続き、部長、課長からも教育委員会を応援していただきたいというのを要望しておきたいと思います。

以上です。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高木健次委員 今、松田委員のほうからもありましたが、4つのスポーツ施設の整備の方向性についてということで、2番目の藤崎台球場についての質問をちょっとさせていただきますが、知事の発表では、県立総合体育馆をまずもってやると、一番に。球場は、移

転を含めて、またこれから考えていくということで、藤崎台球場が当分の間はこのまま続くと思うんですけども、ただ、昨年の12月の質問で、私のほうも、やる気のある市町村等にもその旨を伝えてということで、ちょっと質問したんですけども、ここで、移転先選定に向けた条件等を整理し、公募の実施とありますが、これは当然市町村を含めての公募、あるいは、ここにあるPF1とか、PPPとかの企業関係の方法ですよね、これも含めての公募なのか、それが1つと、例えば、市町村であったら、それぞれの市町村がやっぱりあるわけですから、球場誘致となると、非常に、かなり市町村としては、ハードな面もあるのかなというふうに思います。

なぜならば、非常に、今球場を造ろうと思っても、やっぱり200億、300億とか、特に、ドーム式すれば、それこそまた相当の金額も要るということは、やっぱり市町村ではなかなか厳しい条件なのかなと、公募しても。そういうこともあるだろうし、その辺をどう考えておられるのか。

例えば、市町村で、景気のいいところが資金を提供しますよとか、そういう話も今何かぼつぼつあるような話もちょっと耳にしたんですけども、その辺も含めてなのか。

よければ、僕としては、やっぱり藤崎台はそのまま残しとくのはもう当然だろうと思うし、ただ、球場は、もう本当に早急に整備をしてやらないと、体育馆ができてからその次といつても、これは順次併せて体育馆を進めながらこっちも進めていくというふうに思っておりますけれども、その時期もやっぱり極力早く進めてほしいという感じがしております。その辺も含めて、課長の答弁をちょっとお願いしたいと思います。

○松尾スポーツ交流企画課長 スポーツ交流企画課でございます。

今御指摘のございました野球場のまずスケ

ジユール的な話を申しますと、この資料にも記載しておりますが、熊本県立総合体育館の整備から間を置かずに取り組むと。これは、検討会議の提言でも、優先順位、なかなか一一まず、県立総合体育館が1位で、野球場2位というようなところで提言自体はあってるんですけど、できるだけ間を置かずに取り組んでほしいというような意見がございました。そういう趣旨で、この間を置かずに取り組むというところを記載しております。

で、その下の説明資料のスケジュールのところにも、今、体育館のほうが、実施方針、公募、契約というところが2028年度という、これはあくまでもまだイメージではございますが、野球場がその約1年後というような形で、やはり移転先も一応公募で探していくという関係で、スケジュール上は、今こういうスケジュールを想定しておりますが、できるだけスピード感を持って取り組んでいきたいというふうに考えております。

もう1つ、公募についてのお尋ねでございますが、詳細設計はこれからというところになります。ただ、やはり移転先となる市町村のまちづくりに相当なインパクトがある施設になるというふうに思いますので、少なくとも、市町村は、何らかの形で関わりを持つような、そういう制度設計が必要かなというふうに思っております。

また、その移転先の公募と別に、事業者の公募というところで、実際事業を進めるときの公募については、基本的には資金、民間活力の導入といったところを視野に具体化を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○高木健次委員 いろいろ課長のほうの話を聞いたら、おいおいその前にしっかりと詰めていくという状況で進むのかなと思ってますけれども、やっぱり市町村で野球場をというと、非常に土地の問題も出てくるんですよ

ね、やっぱりね。これが非常に大きな問題だろうと。そして、なおかつ、新しい球場を造るということになれば、やっぱりどうしても藤崎台の規模で、よそに持ってくるということじゃなくしてですよ、造るんだったらそれなりの、それは知事も十分頭に入れておられると思うんですけども、それなりの球場、観客を3万人入れるとか、プロ野球がよつちゅう熊本にも来てくれる、そしてまた、そういう状況を含めると、土地の問題が一番だろうと思うんですよね。土地を含めて市町村がやるということになると、非常にお金もかかるだろうし、そうすると、県有地等の問題等もやっぱりこれからあれには出てくると思うんですよね。その辺はしっかり含めて検討していただきたいというふうに思っておりますが。

僕はやっぱりどっちかというと——私の意見ですけどね。PFIとか、そういう方法が一番早くできるんじゃないのかなというふうに思っておりますので、その辺は頭の中に入れとていただければ大変ありがたいなというふうに思っております。

ただ、何回も申しますけれども、要は、何年後に、何年度にこれを完成できるかということで、これから非常に皆さん方の御苦労も多いかと思いますけれども、今の状況からすると、一日も早く造ってくださいというだけしか私のほうも言えませんから、ただ、そこをしっかり部内でまた協議をしていただき、知事ともしっかりと協議していただければありがたいなというふうに思っております。

また、球場は、本当に、熊本県のプロ野球関係の選手たちもいっぱいおられますので、特に、前から言ってるんですけども、有名な監督とか選手たちいっぱいおられます。お金もたくさんあるんだろうと思いますから、寄附も、そういう方々に、熊本で球場を作りたいから、寄附をお願いしますとか、そういうことも含めて、しっかりと取組をしていた

だければありがたいというふうに思っており
ます。

以上です。

○高島和男委員長 要望でいいですか。

○高木健次委員 要望で。

○高島和男委員長 ほかに質疑はございませんか。

○高井千歳委員 すみません、次期熊本地域地下水総合保全計画の策定について御質問させていただきたいんですけども、今の計画は、地下水採取量を削減して涵養量を増加させて水収支を改善するような内容かというふうに思うんですけども、この次期計画案を見てみると、地下水採取量に見合う涵養とし、地下水採取量の増加を許容しているように思えるんですけども、有明工業用水などの活用だけではなくて、そもそも、その取水量の削減というのは、企業に求めていく計画になるのかどうかということと、もしなるのであれば、具体的にどのように記載をしていくのかというところを教えてください。

○若杉環境立県推進課長 環境立県推進課です。

御指摘のとおり、地下水の保全については、企業の採取量を可能な限り少なくしていただくということが非常に重要になってまいります。その点については、今までの計画でも変わりませんし、それから、今後の計画においても変わらないというふうに考えています。

ただ、1つだけ御理解いただきたいのは、経済発展の中で水を使わなくてはいけないという部分はどうしてもありますので、その分、水の採取量が増えてしまうという部分については、全く増やさないというのはなかなか

か難しいというふうに思っています、そうはいっても、増やし過ぎてはいけないので、それを可能な限り少なくする、そういうスタンスで臨みたいというふうに思っています。

また、具体的には、地下水採取の申請をしていただいて、それに対して許可を出していくわけなんですけれども、その過程で、合理的に地下水を使う計画になっているかというのをしっかりと確認しながら進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○高井千歳委員 ありがとうございます。

それと、シミュレーションについてお伺いをしたいんですけども、以前出ていたシミュレーションの予測が、最悪のシミュレーションをした場合ということで、1.12メートルの低下予想だったと思うんですけども、今回見てみると0.88メートルというところで、予測の値が変わったのか、変わったとしたらどういう要素が加味されて変化したのかというところがちょっと私も分からなかったので、教えてください。

○若杉環境立県推進課長 環境立県推進課です。

シミュレーションの前提についてということだと思いますけれども、例えば、前回のシミュレーションにおきましては、セミコンテクノパーク周辺で、約1,200万立米ほど地下水が採取されるという想定でシミュレーションをしておりました。これは本当に、そのとき入っていた情報を可能な限り最大限見積もって、少し厳しへに数字を置いてシミュレーションをさせていただいております。

それに対して、今回は、シミュレーションの直前までの情報としまして、ここまで地下水の採取量を削減できるのではないかということで、数字を、1,200万トン増加というと

ころから900万トン増加というところまで下がった形でやらせていただいております。その差分の300万トンにつきましては、先ほど申し上げた企業の採取量の低減の呼びかけでありますとか、それから、一般的な節水でありますとか、そういうものを含めて試算をしているところでございます。

○高井千歳委員 ありがとうございます。

そうしましたら、賦存量にほとんど変化はないというふうに先ほどおっしゃっていただいてましたけれども、それは、賦存量だけではなく、湧水量にも変化がないという理解でよろしいんでしょうか。

○若杉環境立県推進課長 環境立県推進課です。

お示しの資料、右下のシミュレーションの図が2つ、前回のものと今回のものとありますて、その図の中の下のほうに赤い枠で囲んでいるところ、こちらに白抜きで書いてあるのが、「うち」というところに湧水量が書いてございますけれども、前回のシミュレーションが8.35億に対して、今回のシミュレーションは8.32億ということで、約300——失礼しました。すいません、逆ですね。読み上げた順番間違えてしまいました。逆になりますけれども、むしろ、前回のシミュレーションと比較すると湧水量が増えていくというようなシミュレーションになっております。

○高井千歳委員 ありがとうございます。

すみません、ちょっと続けてよろしいですか。

今度は水質のことについてちょっとお尋ねをしたいんですけども、この硝酸性窒素のことについては記載があるんですけども、新しい計画に、P F A Sに関する記載というのは、する予定はないのかというところをちょっとお聞かせください。

○廣畠環境保全課長 環境保全課でございます。

委員のただいまの御質問ですけれども、地下水質保全目標にP F A Sを入れたらどうかという御意見かと思うんですけども、P F A Sについては、現在県内の状況を詳細に把握しているところでございまして、今年度いっぱい、あらあら、県内の地下水、河川の状況が分かるところでございます。

また、このP F A Sの中でもP F O S、P F O Aについて、今現在問題なっておりまして、全国的にもいろいろ出てきているということで、これは、水道法に基づく水質基準のほうに今度格上げになることになっております。

ただ、環境のほうにつきましては、まだ環境基準よりも1つ下の要監視項目という項目になっておりまして、その要監視項目といいいますのは、公共用水域等の検出状況から見て、引き続き、データを、知見の集積に努めるという項目でございますので、そういう国の動きとか、全国の状況を踏まえて検討していくことになるかというふうに考えておりまして、今のところはまだその段階ではないというふうに考えております。

以上でございます。

○高井千歳委員 ありがとうございます。

このP F A Sに関連してなんですけれども、P F B SとP F B Aの値が稼動前、稼動後と上がったという報道が3月あったと思うんですけども、ほかのP F A S類についてはどうだったのかというところと、あと、その後、企業へのヒアリングも含めて、働きかけを8社に行っていくということだったと思うんですけども、その後の進捗といいますか、今の状況というのを教えてください。

○廣畠環境保全課長 ただいまの御質問です

けれども、その点に関しましては、調査を進めておりまして、来週になりますが、10月8日に、環境モニタリング委員会、これは専門家による委員会ですけれども、そのほうに報告させていただいて、その意見を踏まえて、最終的には公表というふうに考えております。

○高井千歳委員 ありがとうございます。

そのときに働きかけの状況なども御説明をされるということでしょうか。

○廣畠環境保全課長 すみません、抜けておりました。

企業への働きかけについて、ヒアリング等を行っておりますので、その結果につきましても、8日のモニタリング委員会のほうに報告して、最終的に公表できるところについては、きちんと公表していきたいというふうに考えております。

一部に、企業情報、秘密情報のところもありますので、その点は注意しながら公表していきたいというふうに考えております。

以上です。

○高井千歳委員 分かりました。ありがとうございます。

○高島和男委員長 ほかに質疑はございませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

次に、その他のその他に入りますが、委員から何かありませんか。

○松田三郎委員 観光に関するというか、部長か浦本課長かと思うんですけども、特殊な事例と思いますけれども、全国の中で、いわゆるオーバーツーリズムとか、インバウンドがあるところに集中して、いろいろ地域住

民とトラブルがあるってるとか、そういう報道をたまに見ますけれども、熊本県内の場合、そこまで極端なところはないんだろうとは思いますけれども、今までのいわゆる観光地というところじゃないところにも、意外と人が多いという事例も全国で見ますので、県内で、急激に観光客、インバウンド、国内含めて、増えて、トラブルとまでは言いませんけれども、何かちょっと対応に困っているところがあるらしいという情報、例えば、市町村、ある地域とかという話はあるんですか。というか、そういう事例は。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

お尋ねのオーバーツーリズムに関する県民生活への影響という、その事例でございますけれども、クルーズ船が、大量に、5,000人規模で来た場合に、いわゆる熊本市内の神社等々におきまして集中するということで、隣家に、その神社に隣接する住家のほうにちょっと一部侵入したりでございますとか、阿蘇地域の高森のほうに、有名な熊野座神社という、オーバーツーリズムで殺到している地域がございますけれども、そういったところで、一部トイレ等のマナー違反、そういったのがあってるというふうな情報については伺っております。

以上でございます。

○松田三郎委員 オーバーツーリズムと言われる程度ではなくても、今おっしゃったところとか、これからそういうところも出てくるかもしれない。

例えば、民間ですから、あるいは公的な施設じゃないところなんかは、日本人向けもそうでしょうけれども、外国人向けに、ここでこうしてくださいみたいな、説明すれば分かってもらえるという点においては、道路なんかは、標識とかサインとかというのは、それ

は、国交省なり、別のいろいろな言語での表記というのは、公的な部門がやるんでしょうねけれども、観光施設とか、あるいは、その周辺のこと、何かこう、外国語の表記なり何かするというときに、一部補助があったような記憶もありますけれども、なかつたような記憶もありますけれども、何かありますかね。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

一応、オーバーツーリズムというか、対策という形ではございませんけれども、地域一体で観光地域づくりに取り組む、そういった地域に対しまして、課題解決型の補助金というものを用意しております。それは、いわゆるインバウンドを受け入れるための多言語表記でございますけれども、そういったものを想定してございますけれども、オーバーツーリズム、そういった一部マナー違反等の対策で、そういった注意を呼びかけるための言語表記でありますとか看板の設置、そういったところにも対応いただけますので、そういったところの利用を促していくみたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

私は、今その論調が、オーバーツーリズムに近いような話からそこに行つたもので、若干誤解を与えそうでしたけれども、私も、どちらかというと、受入れにそれだけ気をつけてますよというようなアピールができるというツールとして、外国語表記というのも、何か補助があればもっと進むかなと思いましたので、要望した次第でございます。

答弁結構です。以上です。

○高島和男委員長 ほかに何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 なければ、以上で本日の議題は終了しました。

最後に、要望書等が7件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第4回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午前11時29分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長